

令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢化の進展や身近な小売店舗の減少により、日常の買い物に不便を感じている市民の買い物利便性の向上及び地域経済の活性化を図るため、小規模事業者や商店街振興組合等が行う買い物利便性向上に資する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「事業者」とは、市内に事務所又は事業所を有する次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 小規模事業者（単独又は複数の小規模事業者）
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会
- (4) 任意の商店街団体等であつて市長が認める団体
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
- (6) 町内会、その他住民団体等であつて市長が認める団体

2 この要領において「補助事業」とは、買い物が困難な地域において、買い物利便性の向上を図るための取り組みであつて、次の第1号又は第2号に該当する事業をいう。

(1) 店舗設置事業

令和3年4月末日時点における市内で高齢化率が高い上位3地区（是川地区、南郷地区、館地区）のいずれかの地域（以下、対象地域という。）において、店舗を拠点として買い物場を開設し、食料品や日用品の販売を行う事業であり、原則として週2日以上かつ1日4時間以上、年間を通じて実施するもの

(2) 移動販売事業

対象地域において、移動販売車を用いて地域内を巡回し、食料品や日用品の販売を行う事業であり、原則として週2日以上かつ1日10か所以上、年間を通じて実施するもの。ただし、事前に注文した商品を配達する販売を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 新規に補助事業を開始する事業者、又は交付申請時において補助事業開始後5年を経過していない事業者であること

- (2) 主として食料品及び日用品の小売りを行う事業を実施すること（特定の品目に限定した販売は除く。）
- (3) 前年度までに同一内容の事業の補助金交付を2回以上受けていないこと
- (4) 直近3か年において納付すべき市税の滞納がないこと
- (5) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者でないこと

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、当該年度に発生した経費のうち、交付決定を受けた後に発生したものに限る。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額又は10万円のいずれか低い額を上限として、予算の範囲内において決定する。

- 2 前項の補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、当該年度の1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
 - (2) 収支予算書（別記第3号様式）
 - (3) 市民税、法人市民税、国民健康保険税、固定資産税及び軽自動車税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第4号様式）
 - (4) 定款、規約、会則等の写し
 - (5) 役員名簿及び構成員名簿
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額し、交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第7条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により

行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第4条第2項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、変更承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出してその承認を受けること。ただし、補助金の増を除く補助事業における別表の経費区分に掲げるそれぞれの経費の20パーセント以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）を市長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（規則第19条に規定するものに限る。以下同じ。）を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、第14条に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (6) 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について備品管理台帳（別記第8号様式）その他関係書類を第14条に規定する期間整備保管すること。
- (7) 補助事業者は、規則第19条本文の規定により市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、市長の定めることにより、その収入の全部又は一部を市に納付すること。

(申請の取下げの期日)

第9条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して20日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業を完了したとき（当該事業を中止し、又は廃止したときを含む）は、当該事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は令和7年4月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）

- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び備品管理台帳（別記第8号様式）の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

（補助金の確定及び補助金の請求）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の実績が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、報告のあった日から20日以内に補助金確定通知書（別記第10号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、速やかに市長に対して補助金請求書（別記第11号様式）を提出するものとする。

（補助金の交付及び時期）

第12条 補助金は原則として、規則第13条の規定によりその額の確定した後、前条第2項の規定による請求に基づき、一括して交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要であると認める場合は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を決定した後、概算払により交付することができる。
- 3 前項による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長に対し補助金概算払請求書（別記第12号様式）を提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助事業者に対して概算払金額を交付するものとする。
- 5 前条第1項の通知による補助金の確定金額が、前項の概算払金額を下った場合は、補助事業者は、確定金額を超える部分の補助金を速やかに市長へ返還しなければならない。

（処分の制限を受ける財産）

第13条 規則第19条第2号及び第3号の規定により市長が定めるものは、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

（処分の制限を受ける期間）

第14条 規則第19条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第13号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附

この要領は、令和 6 年 4 月 10 日から実施する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	買い物利便性の向上に資する事業に要する経費	
	経費区分	内容
	店舗等賃借料	事業遂行に必要な店舗、駐車場等の借り上げに要する経費 (敷金、礼金、保証金、仲介手数料、保険料等は対象外)
	店舗改装費	店舗設置事業実施のために必要な店舗の改装に要する経費 ※申請時に見積書を添付
	車両改造費	移動販売事業実施のために必要な車両の改造に要する経費 ※申請時に見積書を添付
	機器等使用料	事業遂行に必要な車両、レジスター、コピー機等の機器等のリース料やレンタル料として支払われる経費
	通信運搬費	事業遂行に必要な電話料金、インターネット利用料金、切手代、運送代等の経費 (事業に要した経費が明確に区分できる場合に限る。)
	広告宣伝費	事業遂行に必要なポスター、チラシ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費
	備品購入費	事業遂行に必要な物品の購入に要する経費 (自動車、パソコン及び周辺機器等の汎用性の高い備品の購入費を除く。) ※申請時に見積書を添付
	消耗品費	事業遂行に必要な事務用品等の購入に要する経費 (補助事業以外にも使用するものは対象外)
	委託費	業務遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費 ※申請時に見積書を添付 ※実績報告時に委託契約書(写し可)を添付
	光熱水費	事業遂行に必要な電気・ガス・水道使用料、燃料費等の経費 (事業に要した経費が明確に区分できる場合に限る。)
	その他市長が必要と認める経費	

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金交付申請書

（あて先）八戸市長

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名

令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業について、補助金の交付を受けたいので、八戸市補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付申請額

補助対象経費	金	円
補助金交付申請額	金	円

2 補助事業名称

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 市税（市民税、法人市民税、国民健康保険税、固定資産税及び軽自動車税）の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（第4号様式）
- (4) 定款、規約、会則等の写し
- (5) 役員名簿及び構成員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条、第10条関係）

事業計画（実績）書

1 補助事業者の概要

名 称			
住 所			
代表者氏名 （役職・氏名）			
電話・FAX番号 （メールアドレス）			
担 当 者 （担当部署名）			
設 立 年 月 日			
出 資 者 又 は 組 合 員 の 数		資本の額又は 出資金の額	円

2 補助事業の概要

事業名称	
事業目的	
事業概要 （事業実績）	
事業実施場所	
事業実施(予定)時期	
事業実施時の連携先 又は連携想定先	

事業効果	
------	--

- (注) 1 店舗設置事業者は店舗の位置が分かる図面、写真等を添付すること。
2 移動販売事業者は販売場所の分かる図面、写真等を添付すること。

第3号様式（第6条、第10条関係）

収支予算（精算）書

【収入】

（単位：円）

項目	金額	備考（積算明細）
合計		

【支出】

（単位：円）

項目	金額	備考（積算明細）
補助対象経費		
	小計	
その他		
	小計	
合計		

（注）変更があった場合は、変更前の内容を上段に（ ）書きすること。

（注）見積書、契約書、領収書等の写しを添付すること。

同 意 書

（あて先）八戸市長

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名

私は、令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業の実施に係る申請にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、納税状況を確認することに同意します。

- ・ 市民税
- ・ 法人市民税
- ・ 国民健康保険税
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税

様

八戸市長

令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、八戸市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により通知します。

記

1 補助金額 金 円

2 条件

- (1) この補助金は、当該事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金交付要領第8条各号に規定されている条件を厳守すること。
- (3) 事業終了後30日を経過する日又は令和7年4月10日のいずれか早い日までに実績報告を行うこと。

（あて先）八 戸 市 長

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業について、下記のとおり変更したいので、令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金交付要領第8条第1号の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更内容

内 容	変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

（注） 変更の内容は、第2号様式、第3号様式に準じて作成するものとし、上下二段書きで、上段に変更前の内容を括弧書きで記載すること。

（担当者）
部署： 氏名：
TEL： FAX：
E-mail：

年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金交付要領第8条第2号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の期間）

第8号様式（第8条関係）

備品管理台帳（ 年度）

財産名		
規格		
数量		
単価		
金額		
取得年月日		
保管場所		
処分制限期間	耐用年数	
	処分制限年月日	
処分の状況	承認年月日	
	処分の内容	
備考		

- (注) 1 対象となる取得財産等は、交付要領第8条第6号に定める財産とする。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
- 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。
- 4 処分制限年月日の欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 5 処分の内容の欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別を記載すること。

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和6年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業が完了したので、八戸市補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名称

2 補助金額 金 円

3 補助事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支精算書（第3号様式）
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び備品管理台帳（第8号様式）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（担当者）

部署： 氏名：
TEL： FAX：
E-mail：

様

八戸市長

令和 6 年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった令和 6 年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金については、下記のとおり確定したので、八戸市補助金等の交付に関する規則第 13 条の規定により通知します。

記

1	交付決定補助金額	金	円
2	確定補助金額	金	円
3	既交付補助金額	金	円
4	未交付額	金	円

第 11 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

印

令和 6 年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定の通知を受けた令和 6 年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1	交付決定補助金額	金	円
2	既 受 領 額	金	円
3	今回請求補助金額	金	円
4	残額（1 - 2 - 3）	金	円
5	銀 行 名		
6	支 店 名		
7	口座種類及び番号		
8	口 座 名 義 人		

第 12 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

印

令和 6 年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 6 年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1	交付決定補助金額	金	円
2	概算払請求額	金	円
3	未請求額	金	円

4 概算払を希望する理由

[]

5 銀行名

6 支店名

7 口座種類及び番号

8 口座名義人

年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 6 年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金について、消費税の額を確定したので、令和 6 年度八戸市買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金交付要領第 15 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | | |
|--|---------|--------------------|---|---|
| 1 補助金額（ | 年 月 日付け | 第 号による補助金の額の確定通知額） | | |
| | | | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | | | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | | | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | | | 金 | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。
- 3 補助事業の遂行に伴い課税売上が発生する場合には、消費税額及び地方消費税額から控除税額を差し引いた後の控除不足額を消費税仕入控除額とする。